２３生産第４７４３号
２３林政経第２１３号
平成２３年１０月６日

各都道府県農務担当部長
各都道府県林産担当部長
宛て

農林水産省生産局農産部園芸作物課長
林野庁林政部経営課長
林野庁林政部木材産業課長

きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について

このことについては、「きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取組について」（平成23年８月12日付け23林政経第181号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）により、きのこ生産資材用のおが粉等に含有される放射性物質のきのこへの移行係数等に係る知見を踏まえて追ってお示しすることとしていたところです。今般、一定程度の知見が集積されたことから、きのこ原木及び菌床用培地の安全基準として、当面の指標値を下記１のとおり設定することとしました。

つきましては、各都道府県のきのこ原木及び菌床用培地の生産・流通・使用の実態を踏まえた上で、当該指標値を超えるきのこ原木及び菌床用培地の使用・生産又は流通が行われないよう、下記２により、きのこ生産者やきのこ生産資材の生産・流通関係者に御周知・御指導いただきますようお願いいたします。

なお、今回の指標値については当面のものであって、現在国において実施している調査の進捗を踏まえて、今後、値を変更することも含めて改めて設定するものであること、また、今回の当面の指標値に基づく具体の検査方法については追ってお示しする予定であることを申し添えます。

記

１　きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値（放射性セシウムの濃度の最大値）
（１）きのこ原木
１５０ベクレル／ｋｇ（乾重量）
（２）菌床用培地
１５０ベクレル／ｋｇ（乾重量）

２　関係者に対する指導
（１）きのこ生産者向け指導
ア　指標値を超えるきのこ原木又は菌床用培地を使用しないこと

イ　きのこ原木又は菌床用培地を購入・譲受する場合には、販売業者・譲渡者に、指標値を超えていないことを確認すること

ウ　自ら生産したきのこ原木又は菌床用培地を使用する場合には、指標値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること

エ　自ら生産したきのこ原木又は菌床用培地を販売・譲渡する場合には、相手方に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

（２）きのこ原木及び菌床用培地の製造業者向け指導

ア　製造したきのこ原木又は菌床用培地が指標値を超えていないことを確認した上で出荷すること

イ　きのこ原木や菌床用培地を出荷する際に、相手方に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

（３）きのこ原木及び菌床用培地の販売業者向け指導

販売するきのこ原木又は菌床用培地が指標値を超えていないことを、そのきのこ原木又は菌床用培地の購入・譲受元の販売者・譲渡者に、確認した上で、購入し販売すること

３　その他

「きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取組について」（平成23年８月12日付け23林政経第181号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）の記の２に基づく、おが粉の譲渡及び利用の自粛については、１５０ベクレル／ｋｇ（乾重量）を超えないおが粉について解除できるものとするが、菌床用培地がおが粉等基材に栄養材（米ぬか、ふすま等）や水を加えて製造されることを踏まえ、菌床用培地の段階において、上記２の指導を徹底する。

本件問い合わせ先
林野庁経営課特用林産対策室
特用林産企画班
代表　　03-3502-8111（内線6086）
ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ 03-3502-8059

２３生産第４７４３号
２３林政経第２１３号
平成２３年１０月６日

関係団体の長（別記１、２及び３）　宛て

農林水産省生産局農産部園芸作物課長
林野庁林政部経営課長
林野庁林政部木材産業課長

きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について

このことについては、「きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取組について」（平成23年８月12日付け23林政経第181号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）により、きのこ生産資材用のおが粉等に含有される放射性物質のきのこへの移行係数等に係る知見を踏まえて追ってお示しすることとしていたところです。今般、一定程度の知見が集積されたことから、きのこ原木及び菌床用培地の安全基準として、当面の指標値を下記１のとおり設定することとしました。

つきましては、各都道府県のきのこ原木及び菌床用培地の生産・流通・使用の実態を踏まえた上で、当該指標値を超えるきのこ原木及び菌床用培地の使用・生産又は流通が行われないよう、下記２により、貴団体の関係者に御周知・御指導いただきますようお願いいたします。

なお、今回の指標値については当面のものであって、現在国において実施している調査の進捗を踏まえて、今後、値を変更することも含めて改めて設定するものであること、また、今回の当面の指標値に基づく具体の検査方法については追ってお示しする予定であることを申し添えます。

記

１　きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値（放射性セシウムの濃度の最大値）
（１）きのこ原木
１５０ベクレル／ｋｇ（乾重量）
（２）菌床用培地
１５０ベクレル／ｋｇ（乾重量）

２　関係者に対する指導
（１）きのこ生産者向け指導
ア　指標値を超えるきのこ原木又は菌床用培地を使用しないこと

イ　きのこ原木又は菌床用培地を購入・譲受する場合には、販売業者・譲渡者に、指標値を超えていないことを確認すること

ウ　自ら生産したきのこ原木又は菌床用培地を使用する場合には、指標値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること

エ　自ら生産したきのこ原木又は菌床用培地を販売・譲渡する場合には、相手方に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

（２）きのこ原木及び菌床用培地の製造業者向け指導

ア　製造したきのこ原木又は菌床用培地が指標値を超えていないことを確認した上で出荷すること

イ　きのこ原木や菌床用培地を出荷する際に、相手方に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

（３）きのこ原木及び菌床用培地の販売業者向け指導

販売するきのこ原木又は菌床用培地が指標値を超えていないことを、そのきのこ原木又は菌床用培地の購入・譲受元の販売者・譲渡者に、確認した上で、購入し販売すること

３　その他

「きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取組について」（平成23年８月12日付け23林政経第181号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）の記の２に基づく、おが粉の譲渡及び利用の自粛については、１５０ベクレル／ｋｇ（乾重量）を超えないおが粉について解除できるものとするが、菌床用培地がおが粉等基材に栄養材（米ぬか、ふすま等）や水を加えて製造されることを踏まえ、菌床用培地の段階において、上記２の指導を徹底する。

本件問い合わせ先
林野庁経営課特用林産対策室
特用林産企画班
代表　　03-3502-8111（内線6086）
ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ 03-3502-8059

（別記１）（関係団体の長）

全国米穀販売事業共済協同組合理事長

全国米穀工業協同組合理事長

社団法人日本炊飯協会会長

全国米菓工業組合理事長

社団法人日本精米工業会会長

社団法人全国包装米飯協会会長

全国穀類工業協同組合理事長

日本米穀小売商業組合連合会理事長

一般社団法人日本発芽玄米協会会長

ビーフン協会会長

全国餅工業協同組合理事長

社団法人日本米穀小売振興会会長

社団法人日本農業機械工業会会長

日本酒造組合中央会会長

社団法人米穀安定供給確保支援機構理事長

全国主食集荷協同組合連合会会長

（別記２）（関係団体の長）

製粉協会会長

協同組合全国製粉協議会会長

全国精麦工業協同組合連合会会長

（別記３）（関係団体の長）

日本特用林産振興会会長

全国農業協同組合連合会代表理事会長

日本椎茸農業協同組合連合会会長理事

全国森林組合連合会代表理事会長

全国食用きのこ種菌協会会長

財団法人日本きのこセンター理事長

財団法人日本きのこ研究所理事長

日本産・原木乾しいたけをすすめる会会長

社団法人全国木材組合連合会会長

全国木材チップ工業連合会会長

全国素材生産業協同組合連合会会長